

## ○加東市小中一貫教育推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 加東市の小中一貫教育を推進するにあたり、地域、保護者及び学校関係者の意見を取り入れながら、地域の実態に即した小中一貫校となるよう検討するため、地域ごとに加東市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (名称)

第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。

地 域	名 称
社地域	加東市社地域小中一貫教育推進協議会
滝野地域	加東市滝野地域小中一貫教育推進協議会
東条地域	加東市東条地域小中一貫教育推進協議会

## (所掌事務)

第3条 協議会は、小中一貫校の開校に伴う独自の課題について検討を行い、加東市教育委員会へ提言する。

## (組織)

第4条 協議会の委員は、第2条に掲げる地域単位により、次に掲げる者で構成する。なお、中学生の保護者代表、中学校関係者以外の委員については、小学校区単位で選出するものとする。

- (1) 地域の代表
  - (2) 就学前児童、小学生及び中学生の保護者代表
  - (3) 小学校及び中学校関係者
  - (4) 小中一貫教育研究会委員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 2 オブザーバーとして、学識経験者を招聘することができる。
  - 3 教育委員は、オブザーバーとして協議会に参画することができる。

## (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、加東市教育委員会教育総務課小中一貫教育準備室において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

## (任期の特例)

- 2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に任命する委員の任期は、平成28年3月31日までとする。